

平成27年度

事業計画書

○基本理念

支えあう 豊かな心で 共助のまちに

○基本方針

少子高齢社会の急激な進行に伴い、公的サービスだけでは対応できない様々な問題や課題が拡がり、増加してきています。

地域住民の“つながり”を再構築し、支え合う体制の実現を目指すために策定された「第3期地域福祉活動計画」を基本としながら、地域における多様なニーズへの的確な対応を図るために、市民が主体的に関わり、支え合う、共助の拡大、強化を図ります。

今年度は、相談機能の強化を図るために「生活困窮者自立相談支援事業」を市から受託し新規に実施するほか、従来から行ってきた社会福祉協議会と地域や関係機関とのつながりを強化する「町内会長等地域代表者会議」、「地域福祉関係機関連絡会」、「福祉教育担当者連絡会」などの内容を工夫しながら継続します。地域での人と人との交流を支援する「ゆいゆい交流会」、「高齢者等交流事業」、「ふれあいサロン事業」、「レクリエーション用具の貸出」や「無料出前講座」などを総合的に実施します。

社会福祉法人の地域公益事業としては介護保険制度など公的なサービスでは対応しきれない日常生活への支援として新規に「ちょっとサービス」を実施するほか、福祉の人材養成事業として「介護職員初任者研修」や「介護実習」、「ソーシャルワーク実習」などを従来どおり受け入れます。

介護サービスについては、事業所の体制を整備し介護技術や対人援助技術のスキルアップを図り、より充実したサービスの提供に努めます。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法人としての適切な運営を行いながら、市民から信頼され支持される体制づくりを行います。地域部門、介護部門とも職員が専門職として地域に出向き関係機関等と連携しながら福祉課題の解決に取り組みます。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会などの開催
- ②会長・副会長会議の開催
- ③役職員交流研修会の開催
- ④市民への社会福祉法人の情報提供

2. 地域福祉部門

平成27年度から29年度を計画期間とした、第3期地域福祉活動計画の基本理念、「支えあう 豊かな心で 共助のまちに」を実現するため、市民がお互いに支えあう地域づくりやボランティア活動などの支援に積極的に取り組みます。

(1) 何でも相談できる環境づくりをすすめます

①総合相談援助事業

市民の相談窓口として、関係機関と連携したワンストップ体制を整えます。

- ・総合相談援助事業(職員)
- ・高齢者等相談支援事業(弁護士・司法書士)
- ・高齢者あんしん相談室(地域包括支援センター) 南部・協和
- ・自立相談支援事業【新規事業】
生活困窮者自立支援法に基づき、就労その他の自立に関する相談支援、個々の自立に向けたプラン作成等を実施します。

(2) 互いに支えあう仕組みをつくり地域の活動を応援します

①福祉のまちづくり委員会の充実

市民が共に支えあう地域づくりの実現を図るため支所毎に設置し、地域の福祉課題の把握や社協事業への支援、意見・提言を行うとともに、各種事業への参加協力をお願いします。

②町内会長等地域代表者会議の開催

町内会長や自治会長等の地域の代表者に対し、社協事業の説明をすると共に、地域が抱える福祉課題について共通の認識を持ち、解決に向けた連携を図ります。

③福祉員研修会の開催

会費の取りまとめや、地域の生活課題を発見する「地域の福祉アンテナ役」として活動していただくために研修会を開催します。

④ゆいゆい交流会への助成

住民同士の連帯感やネットワークの構築等地域福祉の充実を目的として、町内会や自治会等が自主的に開催する交流事業(ゆいゆい交流会)へ

の支援や助成を行います。

⑤ふれあいサロンの実施

孤独の解消や生きがい活動を目的に、気軽に集まることができる居場所づくりを社協主導ですすすめます。

⑥高齢者等交流事業の実施

各支所毎に高齢者世帯等を対象とした会食会や交流会等を実施します。

⑦無料出前講座の実施

職員が仕事を通じて得た知識や技術を、地域で暮らす人たちの役に立てるため、無料の出前講座を実施します。

⑧車イス・レク用具等貸出事業の実施

車イス等の福祉機器や、レクリエーション用具を無料で貸し出します。

⑨福祉のまちづくり推進事業への助成

地域福祉の推進を進める学校や団体等に対し、助成金を交付します。

⑩福祉実態調査事業の実施

社会的援護を必要とする世帯をもれなく把握し、支援する体制をつくるために、民生児童委員や関係機関の協力を得て地域の福祉実態の調査を行います。

⑪小地域ネットワーク活動の充実

民生児童委員、福祉員や関係機関との連携・調整のもとに、何らかの支援が必要な世帯に対する「見守り活動」や「生活支援」のネットワークづくりをすすめます。

⑫福祉関係機関等との連携

要援護者世帯の事故や犯罪被害を防止するため、関係機関や団体との情報・意見交換や連携を図りながら、地域福祉活動を強化していきます。

- ・ 地域福祉関係機関連絡会
- ・ 定例民協への出席
- ・ 地域ケア会議への出席
- ・ 防火診断（消防と協力）
- ・ 福祉施設等との連携（施設職員等による講座の実施や会場の提供等）

⑬高齢者実態把握事業の実施

高齢者の保健・医療・福祉に関する総合的な相談や支援、地震等災害時における避難支援を行うための基礎データとして65歳以上の市民を対象に実施します。

⑭その他の事業

- ・ふれあい弁当（協和）
- ・世代間交流事業（神岡、中仙）

（3）住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるよう支援します

①結いっこサービス事業の充実

日常生活を送る上で、話し相手やちょっとした手助けが必要になったときに「結いっこサポーター」が自宅に伺いサービスを行います。

- ・結いっこサービスの実施
- ・結いっこサポーター養成事業

②エンゼル事業の実施

若い世代への子育て支援と社協のPRのため、紙オムツを贈呈します。

③身守りカードの普及

緊急時の連絡先や通院している医療機関などについて記載したカードを、希望者へ配布します。

④緊急通報体制等整備事業（ふれあい安心電話）の実施

緊急通報装置を設置し、急病や緊急時に対応するとともに、安否確認や日常の見守り活動を行います。

- ・ふれあい安心電話の設置
- ・ふれあいコールの実施
- ・お隣ネットの開催

⑤食の自立支援事業（配食サービス）の実施

昼食または夕食の弁当を、職員やボランティアが自宅まで配達するとともに、安否確認も実施します。

⑥地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施

判断能力が弱まってきた高齢者や知的障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

⑦家族介護教室事業の実施

在宅で介護している方や支援者を対象に、介護相談、介護の知識・技術の習得などの教室を開催します。

⑧家族介護者交流事業の実施

在宅で介護している方を対象に、介護者同士の交流を深めるとともに、心身のリフレッシュを図ります。

⑨市営住宅独居高齢者安全確認業務の実施

市営住宅に入居する一人暮らし高齢者で安否確認を希望する方に対して、週2回電話での安否確認を実施します。

⑩たすけあい資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯等、一時的に生活が困難な方へ民生児童委員との協働のもと資金貸付を行います。

⑪生活福祉資金の貸付

生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、低所得世帯や障がい者世帯などを対象とした資金貸付の相談や申請受付などを行います。

⑫歳末たすけあい配分事業の実施

市共同募金委員会からの配分金を受け、要援護世帯・長期療養者等に対し見舞金・品を贈呈します。

- ・見舞金・品の贈呈事業
- ・ふれあい年賀状事業

⑬その他の事業

- ・火災警報機設置事業（中仙）
- ・紙おむつ援助事業（南外、仙北）
- ・介護予防デイサービス事業（仙北）

(4) ボランティアの輪を広げみんなの想いをつなげます

①ボランティアセンター事業の実施

各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録や斡旋、ボランティア情報の提供を行います。

- ・ボランティアセンターの設置
- ・災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施

②除雪ボランティア 大仙雪まる隊への支援

(5) 地域や社協活動の情報を発信し市民の参加をすすめます

- ①大仙市社会福祉大会の開催
- ②ホームページを利用した広報活動や情報の公開
- ③コミュニティ FM との連携による広報活動
- ④全市版、支所版広報の発行

(6) 福祉の芽を育み福祉にふれる機会を広げます

①福祉教育担当者連絡会の開催

中央・東部・西部の地域毎に小・中・高等学校・特別支援学校と福祉教育などについての連絡会を開催し、社協事業に対する意見交換を行います。

②サマーショートボランティア事業の実施

小・中・高校生を対象に、夏休み期間を利用したボランティア活動を実施します。

③ゆいゆいきゃっぷ回収事業の実施

児童・生徒のエコ意識の向上やゴミの再資源化のため、ペットボトルキャップの回収を行い、それを売却することで得た収益金を大仙市共同募金委員会へ募金し、地域の福祉活動に役立てます。

④バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」の実施

小・中学生を対象に、障がい者の体験談や疑似体験授業（車イス、視覚障害者、高齢者）を行い、高齢者や障がい児・者に対する福祉意識を高めます。

3 介護サービス部門

要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるようにいろいろな職種と連携し、介護保険サービスや障害者総合支援サービスを3ステーションを拠点に提供します。

また、日常生活の中で高齢者世帯や障がい世帯が、公的な制度では受けられないサービスを支援する社協独自の「ちょっとサービス」を新規に実施します。

(1) 介護保険サービス

法令の遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①訪問介護事業

平成27年度は訪問介護事業について、特定事業所加算Ⅱ（報酬の10%加算）を取得し、質の高いサービスを提供するとともに、職員が個々に目標をたて、一人一人のスキルアップが出来るよう研修を重ねていきます。

②訪問入浴事業

看護師と介護員2名で安心安全な入浴サービスの提供に努めます。

また、最近利用者が減少していることから、現状分析を行った上で今後の事業展開について検討します。

③居宅介護支援事業

介護保険の目的に添って、自立した生活を継続すること、また要介護状態の軽減または悪化の予防に資することをめざして、適切なサービスが総合的・効果的に提供されるようケアプランを作成し、他機関と連携を図り利用者を支援します。

④生活管理指導派遣事業（市から受託）

要介護認定で自立と判定された方で、調理や掃除などの支援を必要とする方にヘルパーを派遣します。

⑤要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合や他市町村から受託）

要介護認定を申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

⑥介護予防ケアプラン作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方が、介護状態に陥らず自分らしく生活が送れるよう介護予防プランを作成し適切なサービスが利用できるよう支援します。

（２）障害者総合支援サービス

法令を遵守しそれぞれが障がいに対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援助事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるように援助を行います。

また、同行援助については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

なお、利用者が増加傾向にあり、引き続きサービスのPRに努めます。

②地域生活支援事業（市から受託）

障がい者の安心安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

（３）ちょっとサービスの実施（新規）

・サービス対象者

公的サービスでは補えず、日常生活に支障のある高齢者世帯や障がい者世帯

・サービス内容

ア 調理、掃除、買い物

イ 病院内の付き添い

ウ 入院中の支援（洗濯、買い物等）

エ 話し相手（見守りを含む）

オ その他、市社協会長が必要と認める支援

・料金

1時間 1,000円 30分ごとに500円

4. 高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託事業で、大曲南部地区と協和地域の2カ所で事業を実施し6年目となります。

高齢化が進んでおり多種多様な介護に対する相談も増え、社会福祉協議会の地域福祉部門や他機関と連携をとりながら適切な対応に努めます。

（1）総合相談・権利擁護

地域生活上の多様なニーズをもつ利用者の相談に応じ、ネットワークなどによる支援や利用者と地域との一体的支援に取り組んでいきます。

また、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応、困難事例や消費者被害の防止を念頭に高齢者の権利が守られるよう種々の研修等に出席し資質の向上に努めます。

（2）介護予防マネジメント

二次予防事業対象者（虚弱高齢者）について事業への参加に同意した方に、介護予防支援計画書を作成し自立を支援します。

（3）包括的・継続的ケアマネジメント

主任介護支援専門員が、地域の介護支援専門員の抱える支援困難事例等について関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し指導・助言をしていきます。

（4）介護予防ケアプラン作成

要支援者に対するアセスメントのもと適切な介護予防サービス・支援計画書の作成に努めます。